国民の生命・財産を守り抜き強い経済を下支えする
令和の国土強靱化の実現に関する
提言書

～気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応する
流域治水の加速化・深化～

令和８年11月

命と生活（くらし）を守る新国土づくり研究会

国民の生命・財産を守り抜き強い経済を下支えする
令和の国土強靱化の実現に関する提言書

近年、短時間強雨の発生回数の増加や台風の大型化等により、浸水被害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動による水災害の更なる激甚化・頻発化が予測されている。こうした中、事前防災対策への投資は、国民の生命・財産を守り、安全・安心を確保するとともに、将来生じうる災害からの復旧費用を抑制し、財政の持続可能性に寄与する重要な取組である。

現在と未来の国民の生命・財産を守り抜き、強い経済を下支えする令和の国土強靱化の実現が求められている。

令和８年８月千葉豪雨、令和８年８月 27 日からの大雨、令和８年台風第 24 号及び前線による大雨では、線状降水帯の発生により各地で記録的な大雨となり、千葉県、富山県、福井県等にレベル５大雨特別警報が発表された。

令和８年８月千葉豪雨では、千葉市の 24 時間降水量が 360 ミリを超え、観測史上１位を更新する記録的な大雨となった。千葉県及び埼玉県では、死者 13 名、住家被害 6,258 棟などの甚大な被害が発生し、都市型水害への対策の必要性が再認識された。

また、令和８年８月 27 日からの大雨では、富山県や福井県で 24 時間降水量が 360 ミリを超え、観測史上１位を更新する記録的な大雨となった。その後の令和８年台風第 24 号及び前線による大雨と合わせ、富山県、福井県等の各地で被害が発生し、全国で死者１名、住家被害 2,793 棟に上るなど、甚大な被害となった。

加えて、令和８年台風第 25 号では、９月 19 日から 21 日までの総雨量が千葉県で 450 ミリを超えるなど、各地で記録的な大雨となった。被害の多くが千葉県において発生し、全国で死者 17 名、住家被害 2,412 棟に上るなど、甚大な被害となった。

一方、令和８年熊本地震では、酷暑下で避難生活や復旧活動が続くなど、被災地は今なお厳しい状況に置かれている。地震と豪雨、猛暑等が重なる複合災害も懸念されることから、災害発生後の対応に加え、平時からの備えを強化する必要がある。

また、今後 30 年以内の発生確率について、南海トラフ地震は令和７年９月に 60%～90%程度以上等と示されたほか、首都直下地震についても令和７年１月に 70%程度と評価されているなど、一度発生すれば、甚大な被害が想定される地震や津波の発生が極めて切迫している。

加えて、インフラの老朽化への対応も喫緊の課題である。令和７年１月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故では、約 120 万人の住民が下水道の使用自粛を求められるなど甚大な影響が生じた。

下水道施設に限らずインフラ全般について、今後 20 年で建設後 50 年以上経過する割合が加速度的に高くなることが示されるなど、インフラの適切な維持管理や予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けて老朽化対策が急務となっている。

こうした課題に対応するため、令和７年６月に閣議決定された「第１次国土強靱化実施中期計画」も踏まえ、激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化等から国民の生命・財産を守り、強い経済を下支えするため、令和の国土強靱化の取組を強力に推進する必要がある。

具体的には、国、自治体、企業、住民等のあらゆる関係者が協働して流域治水の加速化・充実に取り組み、早期に治水安全度の向上を図る必要がある。

さらに、流域治水に加え、水利用及び流域環境に関する取組を一体的に進め、「水災害による被害の最小化」、「水の恵みの最大化」、「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現する「流域総合水管理」を推進する必要がある。

ついては、「命と生活を守る新国土づくり研究会」の総意に基づき、次の事項について強く要望する。

【緊急要望事項】

（１　都市型水害対策等の治水対策の抜本的強化）

令和 8 年 8 月千葉豪雨などの従来の河川整備や雨水対策では十分に対応しきれない新たな段階の都市型水害のほか、千葉県、富山県、福井県をはじめ、激甚化・頻発化する豪雨により、中小河川等の氾濫が発生していることを踏まえ、住民の生命・財産や安定的な経済活動を守るために、対策のあり方について検討し、治水対策の抜本的強化を図ること。

（２　国土強靱化の着実な推進、予算確保）

第１次国土強靱化実施中期計画を着実に推進し、近年の人件費・資機材価格の高騰や、人口減少・少子高齢化を背景としたコスト増大に対応し、必要な対策が計画的かつ確実に推進できるよう、令和９年度当初予算において、事業の継続性にも配慮した上で、「強く豊かな日本」投資枠も活用しながら、令和７年度補正予算と令和８年度当初予算を合わせた規模を大幅に上回る予算を確保すること。また、国土強靱化予算については当初予算で、通常の歳出とは別で措置すること。

併せて、これまで補正予算で措置してきた経費を当初予算に計上するに当たっては、地方公共団体の実質的な負担が増加することのないよう、適切な地方財政措置を確実に講ずること。

【要望事項】※緊急要望事項を除く

（1　起債事業の拡充、交付税措置率の引上げ）

地方が河川管理施設の長寿命化やきめ細かな治水対策を円滑に進めるため、「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、対象事業の更なる拡充を図ること。

併せて、インフラの老朽化が進行する中、令和８年度に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業」の延長を行うこと。

また、国土強靱化に資する「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」について、当初予算においても活用可能とした上で、交付税措置率の引上げなど、必要な地方財政措置を確実に講ずること。

併せて、大規模プロジェクトへの対応や地方公共団体の予見可能性を確保するため、これらの起債事業の延長に当たっては、10 年程度の長期的な期間を設定すること。

（2　気候変動を踏まえた「流域治水」の予算確保）

気候変動による水災害リスクの増大を踏まえ、上流・下流や本川・支川のバランスを確保しつつ、流域全体の治水安全度の向上を目指し、流域全体で実施すべき対策を示す「流域治水プロジェクト」を国・都道府県・市町村等の連携により迅速かつ強力に進めるため、必要な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった事前防災の取組を推進すること。

併せて、一級水系において気候変動の影響を考慮した河川整備基本方針及び河川整備計画の策定・見直しが進む中、二級水系においても同様の取組が円滑に進むよう、必要な支援を行うこと。

（3　流域総合水管理の推進への財政的・技術的支援）

流域総合水管理の具体的な取組にあたっては、関係者間の利益が相反する面もあることから、全体最適につながるよう協議・調整・合意形成を行う仕組みを構築・運用するとともに、財政的・技術的支援を行うこと。

（4　個別補助事業の予算確保）

短期間に多額の事業費を要する事業について、計画的かつ着実に進められるよう、大規模特定河川事業、大規模特定砂防等事業、事業間連携砂防等事業、特定都市河川浸水被害対策推進事業、まちづくり連携砂防等事業、河川メンテナンス事業、ダムメンテナンス事業、砂防メンテナンス事業等の個別補助事業に必要な予算を確保すること。

また、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

（5　ダム再生事業の推進、事前放流のための施設整備・支援、ダム運用の高度化）

既設ダムを最大限活用するため、ダムのかさ上げや放流能力の増強等による施設改良及び効果的・効率的な堆砂対策のためのダム再生事業を推進すること。また、事前放流を確実に実施するため、放流施設の整備・改良やその後の施設の維持管理に対し財政的支援を行うこと。さらに、ダムの流入量予測等の向上や、それを活用したダム運用の高度化を図ること。

（6　地震・津波高潮対策の推進）

能登半島（令和６年１月）や熊本（令和８年７月）など、近年、日本海側や内陸部においても地震が頻発しており、地震・津波対策を事前に推進する必要があることから、各地域の必要性に応じ対策を実施できるよう、支援制度の対象地域を拡充すること。

（7　「流域治水」における施策の定量的な評価手法の普及・活用）

流域治水の各種対策について、既に構築が進められている定量的な評価手法の普及・活用を促進するため、評価事例を関係者間で共有するなど、効果的・効率的な施策の組合せを検討できるよう支援すること。

（8　特定都市河川の推進）

特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定を更に拡大し、「流域治水」の取組を強力に推進するため、以下の総合的かつ多層的な対策に必要な制度の充実及び財政的・技術的支援を図ること。

（8-1　流域水害対策計画作成への財政的・技術的支援）

流域水害対策計画の作成に係る財政的・技術的支援を継続的に行うこと。

（8-2　雨水貯留浸透施設整備への財政的支援）

河川整備等のハード対策に加え、雨水貯留浸透施設の整備等に対する財政的支援を継続的に行うこと。

（8-3　下水道区域以外の雨水排水施設整備・維持管理への財政的支援）

特定都市河川流域における下水道区域以外の雨水排水施設（排水路、ポンプ等）の整備・維持管理に対する財政的支援を継続的に行うこと。

（8-4　雨水貯留浸透施設等の整備を促進するための制度改善）

貯留機能保全区域の指定や民間の雨水貯留浸透施設整備を更に促進するため、住民や企業の協力・理解が得られやすいものとなるよう、補助金・税制優遇等の財政支援制度の改善を図ること。

（8-5　雨水浸透阻害行為事務マニュアルの作成）

雨水浸透阻害行為の許可事務等について、先行自治体の事例や審査に関する知見を反映した実践的な事務マニュアルを作成するなど、引き続き積極的な技術的支援を行うこと。

（8-6　自治体連携制度の創設）

特定都市河川浸水被害対策法第9条を踏まえ、田んぼダム等の貯留機能を保全する取組に対して、流域（特に下流域）の自治体が支援を行うなど、特定都市河川流域内の自治体連携に関する制度を創設すること。

（8-7　制度拡充前の取組に対する支援）

雨水貯留浸透施設の整備に積極的に取り組んでいる都道府県における特定都市河川の指定に向け、これまでの取組と整合が図られるよう技術的支援を行うこと。

（９　内水被害等軽減対策計画の策定に係る財政的・技術的支援）

令和６年度に、内水被害等を軽減する対策を加速化するため、ハード・ソフトの事業をパッケージ化した「内水被害等軽減対策計画」に係る制度が創設された。今後策定される計画に対し、財政的・技術的な支援を行うとともに、下水道区域以外についても適用区域を拡充すること。

（10　内水被害軽減のための治水対策の推進）

内水被害軽減のためには、本川水位を低下させることが重要であることから、特に一級水系においては、直轄管理区間における河川整備や浚渫等の治水対策を推進すること。

（11　内水被害防止対策への支援、排水ポンプの技術革新）

内水被害の軽減や未然防止のため、内水対策の計画的な推進のための支援を強化するとともに、排水ポンプ車の増設や配備計画の見直しなど危機管理体制を充実させること。

また、引き続き、排水ポンプのコスト低減や維持管理・運用の省力化に向けた技術革新を推進すること。

（12　コンパクトなまちづくり施策の推進）

人口減少・少子高齢化や気候変動による水災害リスクの増大を踏まえ、水災害リスクを可能な限り避けたコンパクトなまちづくりの取組に必要な施策を推進すること。

また、効果的に施策が進められるよう、まちづくりの実務を担う市町村に対し、立地適正化計画の策定を促すとともに、財政的・技術的支援を拡充すること。

（13　小規模移転に対応した移転制度の拡充）

近年、激甚化・頻発化する災害を踏まえ、災害のおそれがある区域からの移転制度について、既存の制度では対象外となる小規模の移転についても対象となるよう要件緩和を図ること。

（14　ソフト施策への支援等）

平常時における水災害リスクの認知・意識醸成を促進するため、洪水、内水、高潮、津波による浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の指定や変更、ハザードマップの更新等に対し、必要な財政的・技術的支援を行うこと。

住民に防災情報を提供するためのシステム等が増加する中、維持管理に必要な費用について起債が活用可能となるよう、制度の改善を図ること。

土砂災害警戒区域等については、新たな「土砂災害が発生するおそれがある箇所」の基礎調査を着実に実施するため、必要な予算を確保するとともに、国費率のかさ上げや起債充当を認めること。また、令和元年度で廃止された総務省による普通交付税の補正を復活させるなど、地方負担の軽減を図ること。

高潮においては、沿岸に打ち寄せる波（波のうちあげ高）も考慮した高潮予報体制の円滑な運用に向け、体制の整備や技術的支援を行うこと。

（15　洪水予報発表に関する事務の迅速化・効率化への支援）

都道府県管理河川における洪水予報河川の拡大及び円滑な運用に向け、洪水予警報等作成システムの改修等を通じて、洪水予報発表に関する事務の迅速化・効率化の支援を行うこと。

（16　ワンコイン浸水センサ等の普及）

ワンコイン浸水センサ実証実験の成果を踏まえ、浸水情報を迅速に収集・共有する仕組みの全国展開及び持続的な運用に必要な財政的・技術的支援を行うこと。

（17　自分事化の推進）

地域の安全性の向上や、地域経済の維持・活性化につなげるため、個人や企業・団体が流域治水を自分事化し、流域治水につながる活動が広く展開される必要がある。引き続き、補助金・税制優遇等の財政支援、手引き・ガイドラインの提供等の技術的支援、関係者が連携しやすい仕組みづくりを推進すること。

（18　気候変動に伴う渇水リスクへの対応）

気候変動による渇水リスクに対応するため、「気候変動による水資源への影響評価ガイドライン」を活用した影響評価を実施し、評価結果を流域の関係者間で共有すること。

また、渇水による水利用への影響も懸念されることから、渇水時において、水利権やダム容量等（ダム使用権等）の情報を関係者間で共有して流域内の限られた水資源を効率的かつ公平に活用するとともに、水利使用の柔軟な対応や複数ダム等の総合運用など、流域総合水管理の取組を推進するための制度的・技術的支援を行うこと。

（19　インフラメンテナンスの予算確保、補助・交付要件の緩和や国費率のかさ上げ）

都道府県が管理する河川管理施設、ダム管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設及び上下水道施設を適切に維持管理・更新するためには、国と地方が一体となり、予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けて老朽化対策を加速させる必要がある。このため、点検により明らかになった要修繕箇所の早期対策に加え、予防保全の観点による対策に必要な予算を継続的・安定的に確保すること。また、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げなど、国庫補助や地方財政措置の充実・強化を図ること。

（20　維持管理の高度化・効率化への財政的・技術的支援、DX の推進）

河川管理施設や砂防関係施設等の維持管理において、ドローン等を活用した巡視・点検・測量等、施設の状態把握の高度化・効率化などのデジタル技術の効果的な利用や浸透・拡大のための取組に対し、財政的・技術的支援を行うこと。

また、点検レベルを維持・向上しつつ省力化を図り、持続可能なインフラメンテナンスを実現するため、インフラ分野における DX を推進すること。

併せて、複数自治体や複数分野のインフラを一体的に捉える地域インフラ群再生戦略マネジメント、いわゆる「群マネ」の導入・展開に向け、広域連携・多分野連携、人材育成、発注支援等に対する財政的・技術的支援を行うこと。

（21　TEC-FORCE の実績を踏まえた地方整備局等の人員や体制の充実・強化）

大規模洪水や巨大地震等の大規模広域災害からの早期復旧、被害拡大防止を図るためには、専門的知見や経験を有する TEC-FORCE による二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被害状況調査、災害対応についての技術的助言、災害対策用機械による応急対策など、被災自治体への支援が不可欠である。

令和６年能登半島地震では、TEC-FORCE が大規模に派遣されたほか、令和８年８月千葉豪雨においても、防災ヘリによる広域的な被災状況の把握や公共土木施設の被災状況調査を迅速に実施するなど、被災地の復旧・復興に大きく貢献した。千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ巨大地震等の発生が切迫する中、大規模地震の発生時に、その専門技術力や調整能力を活かし、応急対応や復旧・復興まちづくりを含む幅広い活動を機動的に実施できるよう、地方整備局、研究機関等において必要な人員、体制及び資機材を引き続き充実・強化すること。さらに、応援都道府県等と TEC-FORCE との公共土木施設の応急対策に関する連携強化に向け、日頃からの合同訓練や人材確保のための仕組みを検討し、被災地の早期復旧・復興のための災害対応力を格段に引き上げること。

（22　災害復旧の補助制度拡充、改良復旧事業の適用範囲の拡大）

再度災害防止対策を迅速に進められるよう、災害復旧全体の迅速化や、災害復旧に係る測量・設計等に要する費用の補助制度の拡充を図ること。

また、全国各地で激甚化・頻発化する自然災害に対応できるよう、改良復旧事業の適用範囲の拡大などにより、再度災害防止に資する災害復旧を推進すること。

令和８年 11 月 13 日

命と生活（くらし）を守る新国土づくり研究会

会　長	岐阜県知事	江崎　禎英
副会長	千葉県知事	熊谷　俊人
副会長	広島県知事	横田　美香
	岩手県知事	達増　拓也
	埼玉県知事	大野　元裕
	富山県知事	新田　八朗
	福井県知事	石田　嵩人
	兵庫県知事	齋藤　元彦
	島根県知事	丸山　達也
	徳島県知事	後藤田　正純
	福岡県知事	服部　誠太郎
	長崎県知事	平田　研
	鹿児島県知事	塩田　康一